

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条第1項中「別表第2」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 議会選出の監査委員、教育委員会委員、農業委員会委員、公平委員会委員、選挙管理委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員については、周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号。以下「旅費条例」という。）の特別職の支給の例により算出した額とする。ただし、旅費条例第9条第1項第5号に規定する特別車両料金及び旅費条例第10条第1項第4号に規定する特別船室料金については、支給しない。
- (2) 前号以外の者については、旅費条例の一般職の職員の支給の例により算出した額とする。

第5条第2項中「周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の適用を受ける」を「旅費条例の」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 3 周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年周南市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第16条中「別表第2の2号の職員の例により」を「第5条第1項第2号及び第2項の規定により」に改める。

(周南市水道事業経営審議会条例の一部改正)

- 4 周南市水道事業経営審議会条例（平成16年周南市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表第1」を「別表」に改め、「別表第2中のその他の特別職の額」を「条例第5条第1項第2号の額」に改める。

(参 考)

周南市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(適用範囲及び報酬の額) 第2条 この条例に基づき、報酬を受ける職員及び報酬の額は、<u>別表第1</u>に掲げるとおりとする。 2 (略) (費用弁償) 第5条 第2条の規定による職員の費用弁償は、<u>別表第2</u>に定めるところによる。 2 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、<u>周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の適用を受ける一般職の職員の旅費の支給の例による。</u>	(適用範囲及び報酬の額) 第2条 この条例に基づき、報酬を受ける職員及び報酬の額は、<u>別表</u>に掲げるとおりとする。 2 (略) (費用弁償) 第5条 第2条の規定による職員の費用弁償は、<u>次</u>に定めるところによる。 (1) <u>議会選出の監査委員、教育委員会委員、農業委員会委員、公平委員会委員、選挙管理委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員については、周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号。以下「旅費条例」という。）の特別職の支給の例により算出した額とする。ただし、旅費条例第9条第1項第5号に規定する特別車両料金及び旅費条例第10条第1項第4号に規定する特別船室料金については、支給しない。</u> (2) <u>前号以外の者については、旅費条例の一般職の職員の支給の例により算出した額とする。</u> 2 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、<u>旅費条例の一般職の職員の旅費の支給の例による。</u>

現 行					改 正 案				
別表第 1 （第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
（略）					（略）				
別表第 2 （第 5 条関係）									
区 分		航 空 賃 ・ 鉄 道 賃 ・ 船 賃 ・ 車 賃	日 当 （ 1 日 に つ き ）	宿 泊 料 （ 1 夜 に つき ）					
1 号	議会選出の監査委員、 教育委員会委員、農業 委員会委員、公平委員 会委員、選挙管理委員 会委員、固定資産評価 審査委員会委員	周 南 市 旅 費 条 例 の 適 用 を 受 け る 一 般 職 の 職 員 の 旅 費 の 支 給 の 例 に よ り 算 出 した 額	2,800円	13,900円					
2 号	その他の特別職		2,600円	13,100円					

周南市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表（附則第3項の改正）

現行	改正案
（費用弁償） 第16条 消防団員が公務のため旅行した場合には、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）<u>別表第2の2号の職員の例により</u>、費用弁償を支給する。	（費用弁償） 第16条 消防団員が公務のため旅行した場合には、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）<u>第5条第1項第2号及び第2項の規定により</u>、費用弁償を支給する。

周南市水道事業経営審議会条例新旧対照表（附則第４項の改正）

現行	改正案
（報酬等） 第８条 委員に対する報酬及び費用弁償については、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号。以下「条例」という。）の規定により支給するものとし、支給する額は、条例別表第１中のその他の委員の額及び別表第２中のその他の特別職の額とする。	（報酬等） 第８条 委員に対する報酬及び費用弁償については、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号。以下「条例」という。）の規定により支給するものとし、支給する額は、条例別表中のその他の委員の額及び条例第５条第１項第２号の額とする。